

障第 1272 号  
平成 31 年 1 月 23 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る  
猶予措置の終了に当たっての留意事項について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

各運営法人におきましては、下記事項にご留意いただきますようお願いいたします。

記

- ・事業の開始の日等から起算して1年間は、研修を修了しているものとみなす猶予措置が、今年度末（平成31年3月31日）をもって終了とされていますので、猶予措置終了後は、実務経験者であっても研修を修了していない場合、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についての人員配置が基準上満たせていないこととなります。
- ・来年度以降の事業所開設の際には、実務経験及び研修修了の要件を満たしたサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置が必須となります。
- ・来年度以降、研修体系等の全体的な見直しにより、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る要件についての緩和等が実施される予定です。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	高 木
電 話	058-272-1111 内 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		